

【重要】台湾向け日本産食品の輸入規制緩和に伴う運用変更について

2022年3月3日

さいたま商工会議所

本年2月21日に台湾政府は、一部産品を除き福島県、茨城県、栃木県、群馬県および千葉県産の農林水産物・食品への輸入規制措置の緩和を公示しました。

これに伴い台湾政府から日本政府に対して、台湾向けの食品輸出時に必要となる商工会議所の原産地証明書には、従来の運用（原産地証明書の「6. Remarks」欄に産地記載）に加えて、指定文言を追記するように要請がありました。

つきましては、当所では申請方法にかかわらず（オンライン、窓口とも）特例措置として下記の運用を実施いたします。台湾向け日本産原産地証明書には、「産地記載（都道府県名）」および「下記の指定文言」を記載のうえ、ご申請くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 【指定文言】

This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI.

(※指定文言は一切変更できません)

(※典拠インボイスにはこの指定文言を追記することはできません)

2. 【記載方法】

原産地証明書の「6.Remarks」欄に「指定文言」および「産地」を記載

(記載例)

5. Transport details From: Yokohama, Japan To: Kaohsiung, Taiwan Shipped per: Eternity Bridge On or about: March 9, 2022	6.Remarks This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI. Place of Manufacture 1.-2. Saitama Pref. 3. Chiba Pref.
---	---

3. 【根拠書類の提出】

典拠インボイスに加えて、産地を示す根拠資料を提出。

(根拠資料例) ※いずれも原則、発行者の社印が押印されたもの

- ・製造証明書
- ・加工証明書
- ・各地漁協発行の出荷票（産地が記載されたものに限る）等

4. 【その他】

- ・「6.Remarks」欄に記載しきれない場合は、記載事項の最後に「*（アスタリスク）」を付し、7欄にも同様に「*」を付した後に続きを記載してください。
- ・台湾側公表の輸入規制の緩和案
(農林水産省) https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/sum_tw_220208.pdf

以上

【本件担当】

さいたま商工会議所 中小企業振興部 海外支援課

TEL 048-641-0084

FAX 048-643-2720

E-mail trade@saitamacci.or.jp